

## 「区域外就学」「指定学校変更（学区外就学）」許可基準

種類	取扱事例	許可期限
住居に関する理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の新築により転居が予定されており、入学前から転居予定学区の学校に就学を希望</li> <li>・年度途中で転居したが、最終学年であるためや、切の良い時期の転校を望むため、従前の学校への通学を希望</li> <li>・住居新築のため一時転居（仮住まい）</li> <li>・住居新築にかかわり、資金借入先の指示、あるいは貸住宅入居条件等による入居前の住所異動</li> </ul>	年度末 （1年以内）
家庭に関わる理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親が共働きや病気療養等により下校後の保護に欠け、学童保育施設や祖父母宅や親族宅を登下校先とする場合</li> <li>・保護者の勤務状況による勤務地学区への通学（自営等により職場から通学が可能な場合）</li> </ul>	年度末を期限とし、年度ごとに更新できるものとする
身体的理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する特別支援学級のある学校への通学</li> <li>・疾病や障がい等で指定校への通学が困難な場合</li> </ul>	卒業まで （必要とされる期間）
災害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不慮の災害等により、一時的に転居した場合</li> </ul>	元の住居地に転居するまで
部活動に関わる理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の部活動で力を伸ばしたいが、指定学校には希望する部活動がなく、他学区の学校に入学したい場合</li> </ul>	卒業まで
地理的理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域の地理的条件に何らかの事情があると認められる場合</li> </ul>	卒業まで
その他	<p>その他特別な事情があり、教育的配慮が必要であると認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校を理由とする転校</li> <li>・転校による友人関係や環境の変化が本人にとって大きな負担になると認められる場合</li> <li>・サラ金からの逃避等により居所を明らかにできない事情がある（住民票異動ができない）場合</li> <li>・両親の離婚等により転居し、転校が本人の精神面に多大な負担を与える恐れがある場合</li> <li>・兄弟姉妹が何らかの事情により、区域外就学・指定学校変更が認められ、それに伴う配慮として同じ学校に通学する場合</li> </ul>	必要と認める期間